

令和7年3月17日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 2 1 回農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和 7 年 3 月 1 7 日 (月) 午前 9 時 0 0 分
- 2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室
- 3 出席委員
1 番 寺西 久美子 君 2 番 菅岡 利夫 君
3 番 山重 義則 君 5 番 中元 茂雄 君
6 番 原田 淳一 君 7 番 下土井 進 君
8 番 勝本 澄人 君 9 番 亀山 真由美 君
1 1 番 岡本 幸子 君 1 3 番 宮本 三雄 君
- 4 欠席委員 1 0 番 鈴木 喜義 君 1 2 番 斎藤 貴之 君
- 5 欠 員 1 名
- 6 説明のため出席した者
事務局次長 中原 賢 君
- 7 記事ならびに議事録調整者
職員 伊藤 義人 君

会議に付議した事項

議案第101号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第102号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第103号	農用地利用集積計画の決定について
議案第104号	農用地利用集積計画の決定について
議案第105号	農用地利用集積計画の決定について
議案第106号	農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
議案第107号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について

第21回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第21回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、本日は齋藤委員と鈴木委員が欠席されておりますが、13名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員を指名いたします。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において中元委員と下土井委員にお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
（異議なしの声あり）
異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたします。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第101号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第101号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。
（3条-1） 整理番号1番でございます。
申請地は、●●字●●●●●番 地目 田 面積124㎡外3筆 合計 田 423㎡ 畑 654㎡です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は●●●に居住しており、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。
受人は申請地の隣接に居住しており、耕作管理が便利のため自家用野菜栽培の畑として利用するものです。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●から北東に約650mの距離にある●●●●●沿いの農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君 続きまして、整理番号2番でございます。
（3条-2） 申請地は、●●字●●●●●番 地目 畑 面積110㎡です。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

続いて、整理番号2番につきましては、勝本委員。

8番 勝本君

整理番号2番ですが、2月の27日に現地確認を行っております。理由のところに書いてありますが、住宅と一緒に農地を譲り受けて耕作されるということでございます。特段問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 宮本君

整理番号2番につきまして、他に質疑ございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

続いて、整理番号3番につきましては、原田委員、お願いします。

6番 原田君

整理番号3番ですが、2月27日に関係委員と事務局とともに調査を行いました。今説明があったとおりで別段問題ないと思われま。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 宮本君

整理番号3番について、他に質疑ございますでしょうか。

ないようですので、整理番号3番も質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了しまして、議案第101号の整理番号1番から3番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第101号の整理番号1番から3番につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして、議案第102号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君
(5条-1)

議案第102号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●番 地目 田 面積1,509㎡です。

議長 宮本君 整理番号1番につきまして、何か質疑ございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 整理番号2番につきましては、本日齋藤委員が欠席されておりますので、委員の意見を省略します。

議長 宮本君 整理番号2番につきまして、何か質疑のある方はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第102号の整理番号1番及び2番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第102号の整理番号1番及び2番につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして議案第103号を上程します。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、菅岡委員は議事に参与しないこととします。

事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第103号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

農用地利用集積計画一覧表(柳井・伊保庄・阿月・平郡・大畠地区)をご覧ください。

市長より令和7年2月26日付けで、農業委員会にこの集積計画の決定を求められています。

計画は、43件、75筆、合計96,642㎡、うち新規が1件、3筆、4,129㎡です。

農用地利用集積計画につきましては、農業者等の申出により、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定に基づき、なお従前の例により定めるもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の全部効率利用要件などの要件に該当するものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
何か質疑ございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、議案第103号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。
よって、議案第103号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして、議案第104号を上程します。
農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、寺西委員は議事に参与しないこととします。
私も議事参与が制限されますが、本来は齋藤委員の方をお願いするのですが、私が続けて進行させていただきます。
それでは、事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君

議案第104号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。
農用地利用集積計画一覧表（日積・伊陸地区）をご覧ください。
市長より令和7年2月26日付けで、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、なお従前の例により、農業委員会にこの集積計画の決定を求められています。
計画は、51件、91筆、合計161,273㎡、うち新規が6件、9筆、24,672㎡です。
農業者等の申出により定めるもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件に該当するものと考えます。
以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
何か質疑ございますでしょうか。

2番 菅岡君

内容ではないのですが、43番、●●さんと●●さんの貸し借りですが、備考欄の●●●●さんは必要ないのではありませんか。

次長 中原君 申し訳ございません。●●●●さんのお名前は削除をさせていただきます。

議長 宮本君 他に何か質疑ございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了し、議案第104号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第104号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第105号を上程いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、原田委員と下土井委員は議事に参与しないこととします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第105号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

農用地利用集積計画一覧表（新庄・余田地区）をご覧ください。

市長より令和7年2月26日付けで、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、なお従前の例により、農業委員会にこの集積計画の決定を求められています。

計画は、85件、163筆、合計262,519㎡、うち新規が18件、37筆、59,090㎡です。

農業者等の申出により定めるもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件に要項に該当するものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君 補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

何か質疑ございますでしょうか。

2番 菅岡君 122番と123番の備考欄は必要ないと思います。153番も必要ないと思います。170番の備考欄は●●さんですが字が違うと思います。

次長 中原君 170番●●さんのオが生まれるという字になっていますが、尻尾の尾です。申し訳ございません。

議長 宮本君 他に何か質疑ございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第105号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第105号は、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第106号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第106号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

農用地利用集積計画一覧表（農地中間管理事業）をご覧ください。

市長より、令和7年2月25日付けで、農業委員会にこの集積計画の決定を求められています。

公益財団法人やまぐち農林振興公社が、山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を行い、利用権設定者の同意に基づき、農地中間管理権を取得するものです。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるもので、改正前の各要件を満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君 補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
何か質疑ございますでしょうか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第106号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第106号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして、議案第107号を上程します。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、山重委員は議事に参与しないこととします。

事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君

議案第107号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の案の決定について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（配分）一覧表(案)をご覧ください。

市長より、令和7年2月25日付けで、農業委員会にこの農用地利用集積等促進計画（配分）案の決定を求められています。計画案は、農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。

中間管理権を設定する農地を受け手に貸し付ける計画で、本計画案の決定後に県知事が認可し、公告することにより、受け手に農地が貸し付けられます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

何か質疑ございますでしょうか。

議長 宮本君

3月というタイミングでいろいろと貸し借りの設定が今回多いのですが、中間管理事業というものが国の方で決められたのですが、先日、農業委員会の方から荒廃地の意向調査を出していますが、一部の人からどうしたらいいのかと聞かれました。回答が中間管理機構に預ける、自分が耕作する、3つくらいから選ぶわけですが、どうにもならない。誰も借りてくれない、自分も作れない、最終的に中間管理機構にお願いしますということになる。辺ぴなところなので誰も中間管理機構にお願いしてもどうにもならないと思います。そういう場合、中間管理機構はどうするのですか。最終的にはお返ししますですか。どうにもなりません。そのあたりのところ、私も分からないところがあります。

今年から農政もかなり変わってきて、なおかつ、中山間の第6期に入りますので、このへんも大幅に制度が変わってきて、各地区で今広域化といいますか、そういうのに取り組んでおられるとは思いますが、

中山間の方もうまくまとまればいいと思っているところでもあります。
そういうことに関して、他に皆さんの方から何かありませんか。

7 番 下土井君 今のは最適化推進委員が農地パトロールを行って荒廃地になっているところにアンケートをしていることだと思う。

誰も借りてくれなければ仕方ない、機構に預けるというところに○をつけて出しなさいという方針のようなものだったが、機構は受けてくれない。双方で話がついたものしか機構に持ってくるなという方向だ。機構が誰か探してくれるという話ではない。

あとは、機構は3ヘクでも5ヘクでもまとまって、事業としては場整備に取り組むことになれば別だ。

それ以外は機構を通して、機構が機能して土地をあっせんするという話はない。どうしようもない。

議長 宮本君 農業委員会からアンケートを出して返ってくるが、それはそのまま中間管理機構に預けるということで送る訳ですか。

次長 中原君 返ってきた所有者さんの今後の意向の確認の意味合いが一番大きいのですが、農地中間管理機構に預けたいという項目に○をされていたとしても、受け手さんがいないことにはまとまらない、話がそれ以上進まないというのがほとんどだというのが現状です。

議長 宮本君 回答を把握するだけですね。

7 番 下土井君 国の格好だけ。苦労しているのはこの現場における農業委員だけ。地域の農地を荒らしたくないと思ってのことであるが、受けたくて受けるのはたくさんはいない、それが実情。どこも同じで大きな課題だ。

議長 宮本君 他に質疑はございますか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第107号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第107号につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前9時40分)